

平成22年度東京都税制調査会（第6回小委員会）
議事録

日 時 平成22年10月4日（月）
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成22年度第6回東京都税制調査会

平成22年10月4日(月) 14:00~16:18
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【小委員長】 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。ただいまから平成22年度東京都税制調査会、第6回の小委員会を開催させていただきます。

それでは、本日のテーマの審議に入ります。今年度の審議の成果を踏まえながら中間報告を取りまとめまして、11月を目途に公表したいと考えております。本日は、まず本年度ご議論いただいた温暖化対策税についてご検討いただきたいと考えております。

続きまして、お手元の次第でございますように、地方消費税、あるいは法人課税、地方財政調整制度に係る最近の状況についてということです。これにつきましては昨年度の中間報告において、都税調としての立場を既に明らかにしたところではございますが、会長からその後の状況の変化、推移について議論すべきではないかというご示唆をいただいておりますので、あわせてご議論をお願いしたいと考えております。

それでは、温暖化対策税について皆様のご意見を伺います。まず資料の説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、資料の説明をさせていただきます。今回、まず最初にこの温暖化対策税に関する資料をご説明させていただきます。続いて〇〇専門委員からシミュレーションについてご報告をいただきます。もう一度、事務局に戻りまして中間報告の素案という順番でご説明させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

まず、温暖化対策税に関する資料をめくっていただいて1ページでございます。こちらには前回7月の小委員会の際にご議論いただいたポイントを並べています。この順に沿ってご説明させていただきますと思います。まず1点目、税負担水準についてでございます。今回の提案の中では、GDPに対するエネルギー関係税収の比率を問題にしながら、そこを引き上げていこうというお話をしたところでございます。1点、大きな変更がございまして、7月の段階で、GDP比でOECDの平均が1.3%というところを、それを上回る1.5%を目指していこうと動いていたのですが、後ほどご報告いただくのですけれども、シミュレーションの結果を見て、当面、諸外国並みの1.3%に改めてございます。以降、1.3%に改めた数字で資料をつくってございます。

おめくりいただきまして2ページでございます。こちらは現行税制における税収の対GDP比を国際比較したものでございます。グラフの上に乗っている数字が税収の対GDP比でございまして、日本は18.0%となっております。諸外国に比べると低い水準になっております。グラフの下にはエネルギー物品税の対総税収の中でエネルギー関係税がどれぐらいのウエートを占めているかという数字を拾ってございます。これで見ますと日本は5.5%で、諸外国と比べてやや低いくらいになってございます。

1枚おめくりいただきますと、今回、提案している温暖化対策税、東京都の案ですけれども、そのとおり温暖化対策税を入れた場合にどうなるかでございます。日本の対GDP比は18.0%から0.3%上がりますので18.3%、そのときエネルギー関係税収全体の税収比は7.1%になってございます。

もう1枚おめくりいただきますと、ちなみに消費税が5%上がった場合にどうなるかを仮に書いてございます。その場合に日本の税収の対GDP比は20.8%、その際のエネルギー物品税の対税収比は6.2%といったところでございます。

続きまして、冒頭の1ページの課題等に戻っていただきまして、旧暫定税率部分の取り扱いについて議論がございました。この部分については、従前、都税調では環境に対する影響であるとか、諸外国と比べた税負担が日本は重くはないといったことから、引き下げず、暫定税率はそのまま温暖化対策税に振り替えていくといったお話をしてきたところですが、その点については分科会でもう一度確認いただいて、そのスタンスで整理してございます。

3点目、従量税と従価税についてでございます。前回、従価税の場合に価格が高騰すると、インフレ等々、税の効果が小さくなるのではないかというお話をいただいたのですが、改めて検討したところ、環境負荷に応じた負担の公平で炭素含有量に応じた比例というのは、今回の考え方の中で大事な部分ですので、そちらを優先させていただいて、引き続き従量税でいくことを確認したところでございます。

4点目、使途につきましては、温暖化対策、狭い意味での温暖化対策だけではなくて、水や緑等々、幅広く使途をとるべきだというご議論をいただきました。そういった方向で、後ほど素案でご説明いたしますけれども、整理させていただいたところでございます。

5点目、「緑の分権改革」と温暖化対策税についてでございます。緑の分権改革と直接結びつけるのはなかなか難しかったのですが、この中で地産地消の考え方であるとか、低炭素社会といったところがございましたので、そのあたりを素案で活用させていただいたところでございます。後ほどまたご説明いたします。

続いて電気に係る温暖化対策税について、消費税との関係ですが、資料の5ページになります。こちらは消費税が導入された際の個別消費税がどうなったかという表でございます。電気税につきましては、この廃止の中に入っておりますが、この際、エネルギー関係税、旧道路特定財源等、存続したものもございいます。特別の趣旨を持った課税については、消費税が入った際でも残されているという考え方ととって、今回の温暖化対策税は環境負荷に応じた特別な負担を求めるものであって、従価税でなく従量税をとることから、そのあたりの整理はできるのではないかという議論をいただいたところでございます。

続いて、電源開発促進税との関係につきましては6ページでございます。こちらの表にまとめてございます。特徴的なところは、2段目の目的のところですが、温暖化対策税は消費抑制をねらっている税です。電源開発促進税は右側に行きますけれども、電源構成の変化を促そうとしている税なのだということで目的を書き分けてございます。5段目のところで納税義務者ですが、温暖化対策税は電力契約者、消費者、それに対して電源開発促進税は一般電気事業者になってございます。一番下の使途ですが、電源開発促進税は電源の立地、あるいは電源の利用対策という特定財源であるのに対して、温暖化対策税は一般財源という考え方に立っているというところでございます。

続きまして、低所得者対策でございます。続いて7ページのところに歳出の場合の対策の例を挙げてございます。これはブリティッシュコロンビア州というカナダの事例でございますが、温暖化対策税を導入した際、中段にある気候対策分配金は温暖化対策税導入のときに1回限りです。下にある気候対策クレジットは毎年度なのですが、世帯の構成に応じて大人1人幾ら、子供1人幾らと足した額を税額控除したり、給付したりということをしている例でございます。大体目安ですが、一番下のポチのところにあります。税収規模の3分の1ぐらいを返しているような見当のようです。

続いて8ページでございます。旧電気税の免税点に係る資料でございますが、特徴的なところでいきますと、昭和52年度というところ、下の段の右から2つ目の枠でございます。免税点は、その考え方として平均的な使用水準まで免税ということで、従前、電気料金で課税してございましたが、平均的な利用料金が月当たり2,400円、その水準で免税点を設けていたということでございます。

その他の課題につきましては、中間報告の素案の中で触れさせていただきたいと思っております。〇〇先生、

シミュレーションをよろしくお願いいたします。

【専門委員】 私からは、私の研究室で行った短期的な影響、費用の価格への影響分析、産業連関分析に関する報告と、甲南大学の〇〇先生と日本アプライドリサーチの〇〇氏がつくられている3EモデルによるGDPとCO₂削減への影響分析をご報告申し上げます。

それでは、最初に私の産業連関分析、短期影響分析をご報告申し上げたいと思います。資料をおめくりいただいて2ページにありますように、ここではまず産業連関分析を使って、費用、価格への影響を見ました。これは業種への細かい影響を見られることと、それから、中間投入物の費用まで分析できます。どの分類を使ったかといいますと、3ページ目に書いてありますが、今回は108業種分類を使って分析をしました。データとしては、入手できる一番新しいデータが2005年のものですので、2005年の産業連関表を使って分析をしました。家計は、家計調査を使いまして、そこから、3ページに書いてありますが、電力、あるいはガス等の消費量に関してデータを集めまして、所得別、地域別で課税の効果を見ております。

おめくりいただきまして4ページ目に書いておりますが、基本的にこれは短期的な分析なので、価格の100%転嫁を仮定していますし、技術進歩、財の代替がないといった推定になっておりますので、上限値を出ず試算になっています。4番目の分析のシナリオですけれども、先ほどご説明があったように、今回、2つの税率水準を考えているので、先ほど1.5%というお話が出たほうがシナリオAでして、最初、これで分析しておりましたが、その後、シナリオB、1.3%に相当するような税率、この2つについて試算をしました。

それぞれのシナリオについて、ケース①は、温暖化対策税を導入する場合、ケース②に関しては特定の産業に対して負担が大きくなるように軽減措置を導入することを分析しております。それから、前回、地方としては電力は非常に大きなところでありますので、電力のみの課税の効果を分析しております。課税の中身は、5ページ目の表1にあるとおりです。それぞれの燃料種ごとの税率がシナリオA、シナリオBで書いてありまして、それから、表2には軽減対象措置として鉄鋼の石炭・コークスとか、セメント、農林漁業用の重油などを減免したと示しております。

分析の結果ですけれども、この税率で、全産業の費用がどの程度上昇するかが6ページ目の表3に書いております。高い税率水準シナリオAでいきますと、軽減措置なしで、経済全体で大体1.18%ぐらい、軽減措置が実施されると0.909%、低い税率水準シナリオBですと軽減措置なしで0.71%、軽減措置ありで0.58%となっております。これは全産業ですので農林水産業、サービス業を含めたすべてのものです。

7ページに、製造業ではどうなっているかをお見せしておりますが、表4で最初に製造業全体で見ると、全体で1.962%、製造業に負担が大きくなるように今なっています。ただし、これも軽減措置を使いますと1.376%になります。シナリオBの水準でやれば1.17%、軽減措置ありの場合、0.856%となっております。産業連関表で拾える輸送部門に関しても、その効果を見てみますと、鉄道輸送、水運、航空輸送、貨物利用運送、それぞれこのような上昇率になっておりまして、今回の軽減措置が製造業を念頭に置いておりますので、軽減措置の影響はここに関してはあまり見られないとなっております。

その下、(3)で国税、地方税、それぞれによる影響をまとめておりますが、ここでは電力の課税の分というのは、このうちどのぐらいの割合なのかについて書いておりますが、一番下の段落です。電力の課税が全体の31%を占めています。電力以外の課税の効果による価格上昇率が全体の68%、そのような割合になるというのが今回の結果です。

それでは、おめくりいただきまして電力の課税が特定の業種にどういった影響があるかということで、ここでは一番上昇率の高い10業種だけを取り上げて書いたものになっております。一番大きいのは無機化学工業で、大体シナリオAで1.69%、シナリオBで1.015%、その後、金属鉱物等となっております。最後の10番目に鉄道輸送が入っている形になっております。途中は金属関係、鉄鋼関係などが影響を受ける業種として出ております。

その後、その下には表5A、表5Bでは各燃料種の課税が上昇率にどの程度寄与しているかを示しております。先ほどの上昇率を税の種類ごとに分解した形になっております。

おめくりいただきまして9ページに入りますと、今度は家計で光熱費がどういった影響を受けるかを家計調査を使って計算しました。そうすると、平均で言いますと光熱費が月1,163円上昇します。シナリオBですと694円です。月ごとの平均支出の内訳はシナリオAで0.4%、シナリオBの平均で0.24%になるというような形になります。その下には年間収入階層別にどういった割合になるかというのを示しておりますが、200万円から250万円ですと0.56%ですが、1,000万円を超えますと0.33%になりますので、こういった多少の逆進性が見られるかと思えます。

表7にはこれを地域別にお見せしたものがあまして、北海道はやはり比較的支出が高めに出来ます。1,618円です。シナリオ1.5%水準の課税で1,600円、東京都区部で1,039円です。北海道、寒いところで高めに出来ます。東北で1,523円です。ただ、灯油に関して課税の部分が、この右側の列に書いてありますように、シナリオAの「(うち灯油)」というところで、北海道795円、東北534円になります。これが短期的な、家計も企業も行動を変えないで燃料をすべて転嫁するという場合に考えられる効果になっております。

それでは、GDPやCO₂削減にどのような影響があるのかに関して、今度は甲南大学の〇〇先生と〇〇氏のモデルのシミュレーション結果をご報告申し上げたいと思います。もう一つの資料です。こちらは〇〇先生がおつくりになったレポート全体から関係する主要なところを税制調査課で抜粋していただいていたものになっております。おめくりいただいて1ページ目と2ページ目に想定とするシナリオが、先ほどと同じように書かれております。このモデルの構造は〇〇先生が開発されている3Eモデルといったモデルなのですが、この抜粋版の6ページを見ていただくとモデルの構造が示されております。

基本的にはケインズ型のマクロモデルがあつて、そこにエネルギーモデルをどんどん追加したタイプのモデルになっております。エネルギー部門のところは、家計、業務、それから、産業運輸といった形でそれぞれ分けておまして、それぞれにエネルギーの需要、関数、データから推定してモデルを構築しています。産業に関しても幾つか業種に分類しており、家計、業務に関してもエネルギーごとの用途を分解しております。それがどういったものかは8ページの表8、表9、表10あたりを見ると弾力性が示されております。例えば産業をこのように分類している。それから、表9を見ていただくと、家庭、業務の中で暖房、冷房、給湯などにエネルギー種を分けて、エネルギーの需要関数を推定しているとなっております。

このモデルは、もともとエネルギーを細かい化石燃料種別で積み上げておりますので、今回、提案しているような細かい燃料種ごとの課税が見られるという特徴になっております。ただし、一方でここでのエネルギー自体は、エネルギーの構成材の需要関数を推定して、そこで効果を見ている形になっております。これは、2010年から2020年までシミュレーションされているのですが、外生変数の想定が、ページ9に書いてあります。為替レートですとか、政府の最終消費支出などに関する想定です。世帯数、女性就業率なども国立社会保障・人口問題研究所などの情報を使われているのだと思うのですが、あるいはIMFとか、エネルギー経済研究所などの想定を使われております。

このモデルを使ったシミュレーション結果がページ3の表2-1と表2-2にGDPとCO₂排出量の推移が書かれております。表2-1の一番上のベースが今回の税が導入されない場合のベースとなるレベルです。その次に税率1と税率2とありますが、税率1が税率の高いほうの水準で1.5%、税率2が1.3%の水準だと思われまます。そうしますと、ベースモデルですとGDPが年率1.8%ぐらいで上昇するのが、この課税によって年率1.7%ぐらいに落ちるのではないかとこのモデルではされている。それに関しては税率2でも1.7%ぐらいだという結果が出ています。

それから、CO₂の削減量ですけれども、その下に書いておまして、ベースに比べますと税率1で年平均約1.0%削減されます。税率2で年平均約0.9%の削減といった効果がこのモデルでは予測されております。ただ、2020年、これは年率1%ですので、実はCO₂に関して申しますと、2020年度全体で4.5%削減です。2020年で90年比、税率2でも2.9%ぐらい削減するという予測になっています。

乖離率が3ページ目の表2の下の方にCO₂排出量合計が2020年で税率1のときにBAUより4.5%下がる形になります。税率2ですと2.9%ぐらいになると予測されております。

これで私からの報告を終わらせていただきます。

【税制調査課長】 では、中間報告の素案についてご説明させていただきたいと思ひます。お手元にお配りしている素案ですが、構成としては6段の構成になってございます。まず、頭の1ページのところで制度設計のねらいについて述べておまして、2つ目のところで課税の基本的考え方を言って、3つ目で具体的な制度としてどういう仕組みにするのかを整理しています。4つ目のところでその他の税との整理をして、5つ目で、そのほかの温暖化対策の制度、電気に係る温暖化対策税の特徴的なところを幾つか細かな論点を整理しています。最後に導入に向けてといった6段の構成としております。以降、1段目から特徴的なところを申し上げます。

1ページ目、まず制度設計のねらいですが、ここにつきまして、まず冒頭のところは、上流課税に対する批判であるとか、電気に直接課税しないことに対して都税調の見解は違ふとしています。2つ目のポツのところでは、基本的に国の検討は国税になっているけれども、地方と適正に税源を配分すべきとしています。3つ目のところで、今年度の中間報告は、昨年度は基本的考え方を述べさせていただきましたが、具体的な姿を見せることによって基本的考え方の主張が実現可能なのだといったスタンスでございます。4つ目と5つ目のところは、前回、今回の課税案は地方が電気に課税することがポイントだというお話をいただきましたので、そのあたりを書かせていただいたつもりです。

続いて2ページ目ですが、基本的考え方でございます。課税の趣旨のところでは、3点目で税制においても環境重視の視点を仕組みの中に組み込んでいくことが必要だと言った上で、4番目のポツにあるCO₂排出量に応じた負担の公平、あるいはCO₂に価格づけを行うことで化石燃料の消費抑制、CO₂の排出抑制を図るといったところでございます。

3ページに入りまして課税対象は、すべての化石燃料を対象にしながら電力については発電用燃料を免税にして電気の段階で課税するということが書かれています。課税ポイントについては、できるだけ消費に近い段階での課税をずっと言ってきたのですが、その原則のもとで徴税コスト等も考えながら、既存の徴税機構を適宜活用するという考え方を述べております。

続いて4ページに行ってください、制度設計でござひます。導入の形態のところですが、既存のエネルギー関係税を生かしながら、炭素含有量比例の温暖化対策税を上乗せするという言い方をしております。そのあたりは温暖化対策税に関する資料の9ページに前回もご提示させていただいた図を載せてございますが、そのあたりの仕組みを説明しております。炭素含有量比例で温暖化対策税を上乗せするのですが、

ガソリンの部分と軽油の自動車用の部分は既に暫定税率が高くかかっておりますので、その部分は温暖化対策税に振り替えて新たな追加負担はかけないという考え方でございます。

続いて「(2) 国税・地方税の税源配分」ですが、軽油と電気が地方税でございまして。とりわけ5行目あたりから電気に何で地方が課税するのかといったところを整理してございます。まず、温暖化対策の観点ということで、産業部門とエネルギー部門は国の役割、地方の主たる役割は業務部門、家庭部門の民生部門の対策なのだけれども、その部門のCO₂排出量の6割が電気であることから、電気については地方が課税してもよいのではないかとといった点です。もう一つ、税制の観点から、電力消費の遍在が少ないことと、既に旧電気税ですけれども、課税の実績があること、課税段階も住民に身近な消費段階でとれることを言っております。

続いて「(3) 徴税機構」でございまして、このあたりは先ほどの図に戻っていただきたいと思うのですが、LPG、LNG、石炭については石油石炭税、揮発油から重油、灯油、航空機燃料については揮発油税の機構、電力については電力会社の特別徴収等々といったことを書いてございます。

続いて「(4) 税負担水準」です。1つ目には税負担水準の原則を書いて、先ほどのCO₂の抑制効果、産業、家計への負担、経済への影響等を総合的に勘案すべきだとしてございます。2つ目のところでは、前回、お示ししたエネルギー関係税収の対GDP比を取り上げておまして、OECD平均が1.3%のところ、我が国は1.0%、諸外国はもう少し高いことを書いてございます。3つ目のポツのところは、GDPでエネルギー関係税収の比を考えることについて、限界削減費用が高いといった議論もあるかと思ひまして、そのあたりについて若干補強してございます。4つ目のところは、温暖化対策税だけではなくてGDPに対する総税収、先ほど資料でお示ししましたけれども、それが日本は小さくて、全体として総税収のGDP比を上げていこうという流れの中でこれをとらえることもできるのではないかと書いてございます。

使途につきましては、「(5) 使途」ですが、原則的には一般財源です。「ただし」のところ、狭い意味での温暖化対策だけではなくて、交通、森林、集中豪雨、土砂災害等々、広く使途をとっているということでございます。

続いて8ページに参りまして、地方税に係る軽減措置で、低所得者をはじめとする家計負担の部分と、CO₂削減義務、行政の協定等により削減を履行した者、2つに対する軽減措置をとるべきだと言っております。その場合には、3つ目のポチにあるように歳出での対応もあり得るけれども、その下、4つ目、5つ目で税制の場合をお話してございます。家庭用の電気については、免税点の設定があり得るだろうと。CO₂削減義務等に関するところでは、例えば税の8割程度の軽減、免税とはしないで相当程度の軽減という考え方があるだろうということでございます。

続いて9ページからは試案でございまして。先ほどお話ししたのですけれども、従前1.5%でやりましたが、負担と効果のバランスを見て1.3%に、今回、直してございます。1.3%になった場合、どうなのかといったところでございます。税率の1つ目のポチにあります、1.3%を実現するためには増収規模が1.5兆円必要でございまして。その場合、揮発油と軽油は振替だけですので、ほかのところに炭素トン当たり7,513円の税率をかけていくことになってございます。今、そのあたりを後ろの10ページの表に書いてございますけれども、表1のような税率になってでございます。揮発油の3万9,641円、軽油の自動車用2万4,256円に対しては7,513円ということで、なかなか炭素比例にはなっていないですが、環境税制改革がなされたイギリスやドイツはもう少し均衡がとれていまして、それに比べると均衡はとれていません。

続いて国と地方の税源配分で軽油と電気の部分を地方税にした場合に、温暖化対策税全体としては2.

1対1.4、揮発油等の振替分が中段にありますので、新しく課税される増収の部分は0.7と0.8に分かれてきます。11ページ、12ページには、先ほど〇〇先生からご説明いただいたシミュレーションの結果についてまとめていく予定でございます。

続いて12ページには既存税制、他の温暖化施策との整理ということで、消費税、旧道路特定財源、石油石炭税等々について、(1)で整理してございます。(2)では総量削減義務・排出量取引制度と温暖化対策税との整理をしています。13ページの5、電気に係る温暖化対策税では、全国単位で排出係数を用いて課税していくことについて(1)、原子力・再生可能エネルギーと温暖化対策税の関係について(2)、(3)では再生可能エネルギー買取制度との関係について整理をしたところでございます。

続いて14ページの下から6の導入に向けてでございますが、1つ目のポチでは、温暖化対策は広域的な問題であるので、地方税としても、全国ベースで導入すべきだという原則を言っております。2つ目では、冒頭で地方が電気に課税する意義というお話がございましたが、全体としての設計ではなく、地方が電気に課税する部分だけでも導入していく考えもあることを書いてございます。3つ目では、全国ベースとは言っているのですが、都道府県が独自に課税する選択肢もあるのではないかといた上、法定任意税と法定外税の2つの仕組みについて触れているところでございます。4つ目の次のポチでは、全体の流れを通して、全国ベースでの地方税の導入に向けて働きかけを行うことが先決なのだけれども、その動向によっては都の独自税制についてもさらに検討するスタンスになってございます。

次のポチは、都市と地方の視点から今回の課税を考えるといたところでございまして、都市の環境が地方の自然に支えられていると見ることもできます。都内で消費される電力も大部分は地方で発電されています。太陽光はご自身で発電されて、ご自身で消費すれば税金がかかってきませんので、今回、電気に係る温暖化対策税を課税することは、太陽光発電に対して働きかけになるのではないかと整理しています。そういったことがエネルギーの地産地消を進めることになって、地方の環境負荷にも若干配慮ができるのではないかと書いてございます。最後は、温暖化対策税は環境効果もねらっていますので、財源確保だけではなく、抜本改革の動向いかにかわらず、積極的に導入を図っていくべきだという姿勢で書いてございます。

素案の説明を含めまして、温暖化対策税について事務局の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

かなり膨大な資料、報告について一気にご説明いただいたのですけれども、まず、事務局からの資料の説明、それから、〇〇先生からのシミュレーションのご説明についてご質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ご説明、どうもありがとうございます。シミュレーションについては、これだけの枚数だけでは語り尽くせない労力がこの裏側では費やされていることで、敬意を表したいと思います。1点質問なのですけれども、〇〇先生の資料の中の9ページのところ、家計の所得分布との対応での支出増加額なのですけれども、これは全世帯ですか、それとも勤労世帯だけをとったシミュレーションなのでしょう。

【専門委員】 これは所得階層が細かく分かれているのが2人以上世帯だったので、そこを使っております。

【小委員長】 ほかにいかがでしょうか。〇〇委員。

【委員】 数点お聞きしたいのですが、1つは素案の3ページの一番上ですが、温暖化対策税は原則としてすべての化石燃料を課税対象とすべきと書いてあるわけですが、そうした場合、ガスに対する課税をしないと電気と灯油に対する課税との関係でバランスがとれるのかどうか疑問に思うのですけれども、そ

の点はどのようなのでしょうか。

それから、質問ですが、その下の「発電用燃料を免税とし」とありますが、現在、発電用燃料の課税はどうなっているのでしょうか、現状を教えてくださいたいと思います。

8ページの上から2つ目の黒ボツのところですが、「CO₂削減義務や行政との協定等により削減を履行したもの」という表現があるのですが、これは具体的にどんなものを考えておられるのか少し教えてくださいたいと思います。

それから、9ページの下から4行目ですが、「炭素含有量に応じた負担の観点からは5倍程度の開きがある」というのですが、どれとどれとの関係が5倍程度の開きがあるのか教えてくださいたいと思います。

それから、このシミュレーションで課税した場合の電気に対する温暖化対策税の税額は標準家庭で月どの程度の額になり、それはこれまでの電力料金に対して何%程度の負担増になるのか教えてくださいたいと思います。

以上、その点についてお願いします。

【小委員長】 質問がいくつかございましたが、まずガスの取り扱いですね。では、事務局から。

【税制調査課長】 では、事務局からご説明させていただきます。最初のガスの課税についてですが、この温暖化対策税に関する資料のこちらの絵をご覧くださいと思います。最後から2枚目のところに、今、地方が電気と軽油に課税するというので、濃くなっている青いところの温暖化対策税の話を生懸命し過ぎた感じがあるのですが、全体としてはこの濃い緑の温暖化対策税は国がかける前提になっています。ですから、LPGとか、LNGとか、石炭とか、灯油、重油、揮発油等、それは国税で課税していただくことになっておりまして、その両者の間の負担については炭素含有量比例で公平にかけようという考え方でございます。

【委員】 地方もかけている。全体として？

【税制調査課長】 はい。全体として炭素含有量比例で公平にかけておいて、軽油と電気の部分は地方がかけて、それ以外の分は国がかけると、そういう考え方になっています。

続いて発電用燃料の現状なのですが、現在は、この石油石炭税という一番上にある形で課税がされています。沖縄の発電用だけは地域的なこともあって抜かれていますけれども、現状は発電用燃料については石油石炭税が課税されています。今回、新しく温暖化対策税をかけることになったときに、発電用燃料にもかけておいて電気にもかけると二重にかけているのではないかと思われましたので、発電用を抜いておいて電気に課税するよう、今回、整理してございます。

【委員】 電力会社にこの燃料を売る場合に、結局、その分を考慮するということですね。

【税制調査課長】 そうです。

【委員】 電力会社に。

【税制調査課長】 はい。続いて排出量削減義務と協定等の「協定等」はどんなことなのかというお話ですが、ヨーロッパ、イギリスなどでは政府と事業者との間でCO₂削減義務ではなくて、CO₂を削減しますという協定を結ぶ制度があるようでして、日本の場合もその削減義務よりももう少し広がった形が将来あり得るのかなと思いつつ書いていますところでございます。

あとは含有量5倍という点ですが、これは素案の10ページになりますが、この10ページの表1のところ、右側、炭素トン当たり税率があるのですが、ここの一番高い揮発油が3万9,641円で、今回、新しく入れようとしているところが7,513円になっておりまして、大体5倍ということでございます。

もう1点は電気料金ですね。電気料金については、今、kWh当たりで電気料金が幾らかという数字を手元に持っていないで、電気料金自体にかかる税率はこのkWh当たり、この金額でかかるのです。

が。

【小委員長】 ○○委員。

【専門委員】 およそですが、電気に関して言うと大体1割、負担が増えるという形になっていると思います。たしか平均的なところで6,000円とか7,000円とかではありませんでしたか。それで、その約10%税金が増える。

【委員】 600円か700円ぐらいですか。

【専門委員】 そのような印象だったと思っているのですけれども。

【小委員長】 その程度の値上げになるかと思います。

【委員】 中間報告の素案については議論してよろしいのでしょうか。

【小委員長】 議論というか、今、内容についての確認、質問だったのですけれども、○○委員のご発言は意見というよりはご質問だったので、この素案につきましても、ご意見の前に不明な点についてのご質問があれば、この素案も含めてお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今度、この素案につきましてご意見をいただければと思います。何かございましたらどうぞ。では、○○委員。

【委員】 事務局にこれをおまとめいただいたと思いますけれども、そのご苦勞に敬意を表したいと思います。基本的には賛同できるところが多いのですが、やや我田引水になっているのではないかという点で、これを後々多くの人に賛同していただけるような書きぶりに部分、部分改める必要があるのではないかという印象がありまして、その点について申し上げたいと思います。

特に、なぜこの税をかけるのかというところで、税収を確保することが少し前のめりになり過ぎているくらいがあって、極端に言えば、結局は税収が欲しいから税をかけているのかとうがって見られるおそれがあるので、そこは奥ゆかしく、本音は後ろに引込めて、むしろ温暖化という問題に対して、もう少し何か地方税でも対応できることはないのかということを出しておいて、でも、本当は税収確保も大切だという書きぶりにしたほうがエレガントなのかなと。そういう意味では、当然ながら温室効果ガス削減目標を達成——目標ということで我が国がどこまでコミットしているかという問題は別にあるのですけれども、鳩山内閣のころに言われていたようなことを実現するためにはとか、そういうことを枕詞につつつも、でも、それを税だけで実現するのはとても重い税を課すことになって実現が難しいので、当面は1.3%程度の税収を確保するレベルの税負担をお願いすることでどうかと、こういけばもう少し聞こえがよくなるのではないかと思います。

いきなり1.3%欲しいと言ってしまうと、税収確保がねらいなのかとうがって見られるおそれがあるので、そういう意味では、税で温室効果ガスを削減することは性質上期待できることであり、それは全面的に書いていいわけですが、税だけでそれを実現することもなかなか難しいところで、では、どの程度かと言われると最適な案配はなかなか唯一に決まるものでもなく、諸外国をにらんでこの規模で当面考えてはどうかと。1.3%が唯一絶対の答えでもないということは、事務局の説明でも1.5%にしようか、1.3%にしようかというご説明からもわかるので、ある1つの目安として1.3%とおっしゃったと私は理解しています。そういう意味では行く行くは1.3%という数字になっていくのだけれども、前段の枕詞で少し説明をしておくといいのかなと思います。

1ページ目で国と地方で税源を配分すべきことは繰り返し提言してきたところであるというのはそのとおりなのですが、極端にこのポツの中身を読むと、環境省は地方のことは何も考えていないから、我々が地方のことを考えて、もっときちんと考えろと言って、けんかを売っているように聞こえなくはないので、環境省はそのお役目上、国税のことをお考えなのだろうけれども、我々はちゃんと地方税のこともセ

ットで考え、地方税は地方自治体が主体的に税制を構想していく、提言していくのだという高い志を示しては行かないかなと思った次第です。

3ページ目の、課税対象の(2)なのですけれども、使用段階で電気として課税することが適当という言葉が出てきているのですが、確かに使用段階で課税することは、行く行く落としどころとして、現実的であり、かつ温室効果ガス削減という観点からも整合性があると私は思いますけれども、いきなり適当と言われてしまうと、いろいろなことを考えると、本当にそれ以外のものは適当でないのかと、少し飛躍があるのかなと思うわけで、むしろ、(3)の課税ポイントで、既存の徴税機構を適宜活用するか、より現実的なことを考えたところで税制を設計していくと、使用段階で電気に課税することは地方税として、その1つの課税対象になり得るのではないかという言い方のほうがいいのかなと思いました。

それから、(3)の課税ポイントの最初のポツなのですけれども、インセンティブの観点からというのは、そのとおりなのですけれども、やはり我が国の排出削減の問題として民生部門の排出削減がなかなか進んでいないことを強調しておくことで、消費段階での課税によってインセンティブをつけることができるという意味で1つ正当化することができるだろうと。当然、ほかのポイントでもインセンティブが生まれるような課税の仕方は考えられるわけなのですけれども、ここで言っている課税ポイントは、特に民生部門での排出削減を促すことが特徴としてあるのではないかと思います。

4ページ目の(5)税源配分の最後のポツなのですけれども、消費に近い段階での課税は地方税として仕組むべきであると言い切ってしまうのは、ほかの税との関係でどうかと。例えば酒税は国税でしか課税していないぞと言われてしまうと少し辛いので、地方税としては消費に近い段階での課税をすることが適当だとか、そう仕組むべきだとか、少し前後入れかえていただくのもいいのかなと思います。

それから、5ページの(2)で地方の主たる役割は民生部門の対策であることも、1つの考え方ではあるのですが、どちらかという最後の地方税として課税実績があることのほうが、現実的には説得的なのではないでしょうか。シャープ勧告のときの議論とか、そういうことをもう少しこのあたりの文章に織り混ぜながら書くと説得力が増すのかなと思いました。

7ページの使途で一般財源とするのが望ましいというのは、私もそのとおりだと思いますが、8ページの最初のところでレベニューニュートラルを実施した例もあるけれども、厳しい財政状況を勘案すればというところ、一般財源として導入するのであれば、この対応でどの税を上げて、どの税を下げるという関係はお金に色がついていないのであまりここではっきり言ってしまうと、一般財源と言っているあたりのことは、どういう意味で、ここでおっしゃっているのかなと少し気になる場所であり、かつ戦略的に考えれば、極端に言えば、法人実効税率を少し下げること、肉を切らせて骨を断つというか、そういう戦略的なことも考えられなくはないので、あまりここで言下に法人実効税率の引下げは許さんと言ってしまうと、入れられる税も入れられないかもしれないという懸念も少し私はしているので、ここはあまり具体化せず、ネット増税となるような税制改正が必要だというぐらいでいいのかなと思います。

それから、8ページの地方税に係る軽減措置で、平均所得の半分の所得の世帯を基準に免税点を設定する話ですけれども、平均所得の半分も視野に入れて考えてしまっているのか、中位所得の半分でもいいのかとも思いました。

あと12ページの、既存の税制との整理の話で、少し技術的な話かもしれませんが、3つ目のポツで揮発油税の話があって、自動車に対する課税というか、自動車の環境負荷に対する課税というべきなのだろうと思います。車体課税ではないこととは区別を強調しておくべきではないのかなと私は思いました。

それから、最後に16ページの、最後のポツの文章のところで「税制抜本改革の動向いかにかわら

ず」というのはそのとおりでと思うのですが、地球温暖化対策税の導入を地方も自ら説明責任を果たすとともに、積極的に働きかけていく。つまり、国に陳情して何とか入れて下さいという話ではなくて、むしろ、地方が導入したいのだという意思をきちんと国民に訴えかけることも必要なので、もちろん積極的に働きかけることではあるのですけれども、地方自らも説明責任を果たす意気込みを示すことも必要かなと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。いろいろと重要なご指摘をいただいて、ありがとうございます。

最初の点から、まず増収を図るという色はかなり強いのではないかとということで、もう少し地球温暖化対策論としての位置づけを強める必要があるとのご意見です。

【委員】 大原則的には大上段に構えておきながら。

【小委員長】 ええ。その中でいろいろな税によるCO₂抑制と、それだけでは無理なので、いろいろな対策が必要です。その中で1つの取っかかりとして思案してみましたということで、その先につながることをまずここでやってみたらどうか、というご意見かと思います。これはいかがでしょうか。〇〇委員、何かございますか。

【委員】 ほかの点は事務局からお答えいただくのがいいかもしれませんが、この点だけ少し、考え方の点ですでお答えしておきましょうか。

〇〇先生がおっしゃるとおりで、この1.3%というのもすごく大きなしっかりした根拠があって1.3%と言っているわけでは必ずしもないですね。環境税を考える場合に財源調達から積み上げて必要な増収額を見積もって、それを確保するために割り戻すと税率が幾らという考えとするか、今日、出されたようなシミュレーションで、ベースラインから何%何年に落としたいというところから税率を計算するか、どちらかの方法があるのですけれども、実はこの考え方、どちらでもなくて、費用を積み上げているわけでもなくて、仮にGDP比1.3%としたらどうなのかというやり方なので、実は課税の規模の議論をする場合には、根拠論としては少し弱い点があるかありまして、そういう意味では、いかにも1.3%の増収確保と読まれてしまう点が無きにしもあらずですね。

ですので、書きぶりとして、でも、1ページ、2ページあたりは趣旨としては基本的にはインセンティブ効果で、きちっと課税をして、それによる効果をねらっていくことを一応前面に出した後で、その後で増収の話が入ってくるような構成にはなっていると思うのです。6ページあたりから税負担水準が入っていく形になっているので、一応、後継に引いているとは思いますが、〇〇先生の印象だと増収確保が前面に出た印象だということになります。

【委員】 よろしいですか。1ページ目の1つ目のボツがいきなり税制改正の過程の話、どうやって増収を確保するのかという政治プロセスの話から入ってしまっているのも、もう少しその前に一段落を1個入れて、エレガントというか、理想論的な大原則を書いておいたらどうだというイメージです。

【委員】 わかりました。

【小委員長】 第2点との関連もありますが、要するに特定の府省を批判するのが目的ではございません。あくまでも地球環境を考えて、東京都、あるいは地方団体として貢献していくことが大原則でございますので、そのことをまずうたって、その上で誰かが地方を向いていないということはあまり触れなくても、提案自体に影響があるわけではございませんので、その辺は控えめにする形で書きぶりを少し考えたいと思います。それが1点目。

それから、2点目も少し触れましたけれども、3ページ目、課税ポイントの話でしたか。

【委員】 はい。

【小委員長】 使用段階で、電気で課税するのが地方税としてふさわしいのであるというところをどう根拠づけるかですが、使用段階だから地方税だとはっきり言うてしまうよりは、むしろ1つは民生部門の排出削減に地方が非常に努力するというところ、これは5ページにも書いてあるのですが、それを踏まえて、しかも、既存の徴税機構を使い、電気税を課税した経験があることを踏まえて、地方税として電気に対して課税するという構成をとったほうがよろしいのではないかという趣旨のご意見かと思えます。これはいかがでしょうか。事務局では何かこれについて、書くときに趣旨があったのでしょうか。

【税制調査課長】 全体を足せばそういう感じになっていると思うのですが、そこをとったときに伝わらないということであれば、少し工夫が必要かなと聞いておりました。

【小委員長】 書く順番を少し調整して、より説得力が出るような書き方にできればと考えております。これはまだ完全に固まった文章ではございませんので、順番を入れ替えることは可能です。それから、5ページでしたか。

【委員】 そうです。

【小委員長】 電気は消費段階で地方税、その結びつけ方を工夫するということですね。

それから一般財源の話ですね。少し補足しておきますと、昨年度の中間報告のときにもいろいろ議論がございました。一般財源は望ましいのだけれども、他方で、いわゆる歳出面での地球環境対策にも地方はいろいろやることがあるという議論がございました。そこで7ページの使途の書き方は、目的税と書きたくないのでこういう書き方になっているわけでごさいます、実は昨年度の中間報告と似ております。なるべく歳出のほうに目的税的な表現にならないよう書いておりますから、ここでは一般財源ということで先ほども説明させていただいております。

それから、それとの関連で、確かにこの8ページに法人の話が出ているのは、少し勇み足ではないかという意味かと思えます。これは実はこの後の議題にも関係することなのですが、昨年もレベニューニュートラルについての議論はしなくてもいいではないかということで文章を書き直した経緯もございませぬ。ここについても、特定の税について書かなくてもいいのではないかと思えますので、書き方を修正したいと思っています。

それから8ページ、免税点の水準ですね。これは平均所得の半分程度、それを中位所得の半分ということにしますと、これは平均ですから、免税点が下がるわけですね。

【委員】 そうです。

【小委員長】 下がるということは、所得水準で言うと少し下のほうまで課税してよろしいのではないかと、そういうご発言かと思えます。これについては何かご意見ございましたら、どうでしょうか。

【委員】 少し付言しますと、いわゆる相対的貧困との対応として想起しています。1つの定義として中位所得の半分程度の所得以下の方々になっています。それ以下の人はさすがに考慮しなければならないという話は、1つの定義に即した話としては出てくる、あり得るのかなとは思いますが、平均所得だと中位所得よりそれなりに高い所得であり、かつその半分ということなのでかなりの、3割ぐらいの世帯の人たちが入ってきてしまう。そこまで配慮してしまっているのですか。それなりに温室効果ガスを削減していただかなければいけないということは、これはある程度の所得をお持ちならば取り組んでいただかなければいけないことなので、そういうふうな思ったということですか。

【小委員長】 この点は、これは分科会では何かご議論ございましたか。

【委員】 これは多分、事務局からご説明していただいたほうがいいと思えますね。

【小委員長】 そうですか。何か事務局からございませぬか。

【税制調査課長】 実はこの平均所得は、前回の小委員会の中でもお話がありましたけれども、相対的貧困という考え方なのかと会長からご確認いただいて、そのときにそういう考え方をとっていたのですが、正確に相対的貧困は中位の所得だったかと思うのですが、わかりやすい考え方として平均所得でもよいのかなと軽く考えていたところがありまして、そのあたり厳密に中位のほうがわかりやすいということであれば、水準を実際にはかかってどれぐらいのということやっていませんので、中位であれば中位でも構わないと思います。

【小委員長】 そうしますと、このシミュレーションが変わってきますよね。税収が増えますよね。どこまで増えるかわからない、どういうことになりますか。

【専門委員】 これは実はこの免税点の設け方が現実的にどういう方法が可能なのかはまだ明らかでなかったために、どちらのシミュレーションでもこの免税点、今回のここに関しては想定しておりません。

【小委員長】 そうですか。

【専門委員】 はい。産業の集約的などところに対する軽減措置は想定しているのですけれども。それから、現実的な問題としては、これは事務局でお調べいただいたのですけれども、やはり電気の変動が非常に大きくて、そうしたときに免税点をどう設定するのかというのは現実的な課題としてはあります。

【小委員長】 そうしますと、この家計の免税点を導入すると、1兆5,000億円というのは、特に地方は新規課税8,000億円と出ているのですけれども、これより増収分は減るということですか。

【専門委員】 はい。減ります。

【小委員長】 免税点、この中では入れていないのですね。

【専門委員】 入れていません。

【小委員長】 わかりました。

【委員】 あとメジャーなところは最後の、16ページの最後のところです。

【小委員長】 いわゆる地方の責任ですけれども、これは確かにこの税については国にお願いするよりも、積極的にやりましょうと、提唱するということです。それで、もちろん東京都だけで決定することはできませんので、当然、地方6団体もそうですけれども、全国的な税ということになれば、当然、地方税法の改正になります。それを東京都として積極的に提唱していこうということですので、お願いではなくて、我々はこうやりたいのだから協力していただきたいという働きかけです。東京都税制調査会は、従来からそういうスタンスでやってきたはずですので、そういうことをはっきり書くということで、書き方を調整させていただきたいと考えております。

いろいろあったかと思うのですけれども、それは後で議事録を確認しましてまた考慮させていただきたいと思います。ほか、いかがでしょうか。

【委員】 ほかのことでいいですか。

【小委員長】 では、〇〇委員。

【委員】 今、〇〇先生の使用段階で電気として課税することは適当であるかという疑問と別な観点ですが、徴税コスト等を総合的に勘案するという、3ページの記載は、私もそのとおриだと思っておりますが、電力会社を使うわけですから、その徴税コストはどういうふうになるのでしょうか。相当の徴税コストを電力会社として負担することになるわけだけでも、そのあたりはどうなのかというのが1つ。

もう一つは5ページ目、電力会社による特別徴収の方法で、消費段階で課税という今の一貫した考え方で、それはそれで考え方としては理解できますが、そうすると電力の消費者は納税義務者だということと特別徴収されるということになります。そうすると、企業も個人も個別消費税としてそれに対応しなければいけないということになります。これは前回もお話ししたわけけれども、個別消費税で対応すること

になると、消費税の仕入れ税額控除は非常に複雑になるのです。今、個別消費税として対応しているのは、例えばここにもある軽油引取税などですが、これは取り扱い事業者がごくごく少ないから、非常に煩わしいとか批判はありますけれども、何とかなじんでやっているということがあります。そのほかにも、ゴルフ場利用税など個別消費税はあるのだけれども、ケースが少ない。しかし、電力になるとすべての事業者がかかわってくるわけで、その辺りの事業者の負担をどう説明していくのかを考慮しないと、納税義務者となってくる事業者については問題が残ると思うのです。

別な方法では、発電段階で課税することも当然考えられるわけですね。これは電力会社が特別徴収義務者ではなくて、納税者そのものになって価格に転嫁していくわけですが、それですと仕入れ税額控除に何ら問題ないわけですから、納税者の課税のコスト、納税者の負担するコストという問題について、もう少し何かご議論や発想があっても良いという感じがします。その場合、問題なのは、低所得者、あるいは所得のない方も電力は使うわけですから、そういう場合にどうするかですが、相対的貧困と〇〇先生がおっしゃったけれども、絶対的貧困の場合は電力代金が払えずに、電気が切られてクーラーもない。こういう状態が絶対的な貧困下にあるので、多少、免税点を設けてもその対応には全くならないでしょう。別な対応をしなければいけないだろうと思います。

例えば東京都、あるいは地方自治体が徴税するときに、地方自治体として低所得者に対する対応を自ら考えなくていいのでしょうか。もっと具体的に言えば、住民税の均等割は半分に減らすとか、3分の1に低減するとかだっているのではないのでしょうか。道府県も、あるいは市民を抱えている市町村もそのあたりを考えてやることだって、徴税コストの全体の流れの中では考えられるべきことでもあると思います。温暖化対策税の全体の流れとしては、私はこれでいいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご発言は、まず電力会社を特別徴収義務者とする場合に、電力会社の側に発生するコンプライアンス・コストです。正確に言うと特別徴収のコストになると思いますけれども、これに対して配慮が必要かどうかですね。これが1つ。もう1つは、低所得者対策で、先ほど平均所得なのか、中位所得なのかという点がありましたが、その半分程度の世帯を仮に免税とする場合に、具体的にどの程度、つまり、年収幾らぐらいの世帯が免税になるのかを考えて、それが余りに低いと、まさに低所得者対策がさらに別の面で必要になってしまうこともあり得る。これは恐らく中・低所得者でやった場合にどの程度の免税になるかということ、具体的に数字を出して、それでご議論をいただくことが適当ではなからうかと思われれます。

【会長】 今の〇〇委員のご指摘、重要なお指摘だろうと思うのです。地方環境関連税として森林環境税の場合には、ご承知のように住民税の均等割に超過課税していますけれども、そのときに低所得の方々への配慮として、生活保護世帯は納税義務がないのです。そういう配慮をしています。ブリティッシュ・コロンビアの場合もレベニュー・ニュートラルとしていますけれども、州レベルの炭素税を入れたときに、家計負担の緩和をかなり意識して、低所得の家庭の負担にならないような配慮をしています。そのときには免税点を設けるという形ではなくて、歳出を通じた対応で配慮しています。現実の問題として、相対的貧困世帯という基準で免税を設けると、生活保護世帯とのダブルスタンダードになりますので、その辺りも考えなくてはいけなかなという気はします。非常に重要なお指摘だろうと思いますので、どういふふうに対応したらいいのか少し検討が必要です。

それからあと免税点の考え方ですけれども、これは所得税の場合でも、お金持ちでも課税最低限の部分までの所得は課税されないわけです。

【委員】 基礎控除でしょう。

【会長】　　そういうことですね。基礎控除に当たるような考え方をした場合は、私の個人的な意見になるかもしれませんが、電気の使用料については、基礎的な部分についてはすべての人々が税をかからず使用できるという考え方も1つあるのでしょうか。

それからあともう一つは、やはり低所得者への配慮、逆進性の配慮で言えば、免税とはせずに一定程度の軽減ということもあるのでしょうか。その配慮の仕方としては3通りぐらいあるように思います。歳出側での配慮と、免税点を設ける配慮。それから、免税とはせずに軽減での配慮です。そこをどう整理していくのかということだと思います。

【小委員長】　　低所得者対策ではなくて、ここでは、素案では免税点というやり方でやっております。それから、ただいま会長から発言がございましたように基礎控除というやり方になりますと、これは要するに全員が適用されますので、税収は大幅に減るわけです。確かに免税点には、そこを超えると急に負担が増えるという問題があるわけですが、そこをどう配慮すべきかということで、今ここで何とも言えないのですけれども、これは分科会では基礎控除の議論はやっていませんか。

【委員】　　基礎控除はやっていません。

【小委員長】　　わかりました。

【会長】　　私は基礎控除にこだわりませんから。

【小委員長】　　やはり具体的にどの程度の世帯に低所得者としての対策が必要になるかをもう少し詰めて、どう表現できるか検討させていただきたいと思います。

【委員】　　もう一つ、電力会社が低所得者という判断を、何を以てするのですか。1つの私企業が、毎年、毎年所得が変動する消費者について、特別徴収義務者たる電力会社が適切にそこを把握するにはどうしたらいいのか少し疑問ですね。

【小委員長】　　素案の8ページでは、結局、所得を直接つかまえるのは電力会社はできませんので、その目安として電力の使用量でやっているわけです。そこで切りましょうということで、そうしますと平均所得の半分の世帯の平均的な電力使用量もしくは中位所得の半分の使用量について統計がとれるのですか。そういう問題になってくるかと思います。結局、免税点は電気の使用量でやるしかないですね、電力会社が特別徴収するとしますと。その水準をどの程度考えるかという選択になってくるので、その点の表現の仕方を考えたいと思います。

【委員】　　それが低所得者対策だと言えればいいのですよ。電力の使い方は違いますから、使用量だけで割り切れればいいですが。

【小委員長】　　ちょっと考えさせて下さい。

〇〇委員。

【委員】　　今の関連で言えば、確かに消費者を納税義務者にすればいろいろ低所得者への配慮ができるかもしれませんが、実質的には電力会社から金を取るという話になるので、配電会社を納税義務者にすることの検討はどうしたらいいのでしょうか。確かにそれは実質的にねらい撃ちになりますから、そういうことを避けたいということがあるかもしれませんが、現実的には電力会社を、いわば徴税機関として使おうということですから、実質的な協議は避けられないわけで、これを直接電力会社、配電会社に課税する形で整理する選択肢はないのかなという気は素人ながら、思いつつずっと見ていたのですけれども。

端的に言えば消費段階、あるいは個人レベルで低所得者対策は電気料金及び電力税ではできないのではないですか。基礎的な電気サービスに対して、そもそも低所得者へのサービス保障がされているかどうかということ自体のほうが大きな話であって、金がなくて電気が払えないという話のほうがたくさんあり

ます。最も根本的な問題に踏み込まざるを得ないのではないかなと思うので、低所得者対策をするためにいろいろ考えるのは、あまり意味がないような気がするのです。問題はむしろ、電力会社の了解を得ることが、実質的にこのプランだとせざるを得ないのではないのでしょうか。ならば正面から議論したほうがいいのではないのかなというのが印象としては持ちました。今のは感想です。

それから、2点目は15ページの最後のボツなのですが、今回の課税案はというところなのですが、どうもあまり説得的に感じないので、これはあまり語らなくてもいいのではないかなという気がいたします。エネルギーの地産地消を進めたいのだったら、東京に原子力発電所をつくれればいいのであって、それをしないのであるから、結局のところはそんな余計なことは言わなくてよくて、これは関係ないという話に尽きるのではないのでしょうか。こういうことは言わないほうがいいのではないかなと率直に思います。

それから、3点目は〇〇先生のシミュレーションからもあったのですが、CO₂の削減効果がどれくらいあるかというのは非常に重要なポイントではないかなと思いました。結局、この税金はお金を取りたい目的なのか、CO₂を減らす目的なのかという話と結局かかわってくるのですけれども、CO₂を減らしたいのだったら、税金でどれくらい減らしたいということを示すべきです。全体としてマイナス何%にするかはともかくとして、これくらい減らしたいけれども、税金ではこれくらい削減したい。つまり、2020年までに4%くらい減らしたいとか言えば、これくらいの水準という話で、一応、理屈が立つような気もするのですけれども。そうするともう少しCO₂全体を減らしたいという絵柄がないと、〇〇先生が言われるように、結局、お金を取りたいだけでしょうと。これくらい取りたい、しかも、これくらいなら負担できそうだという話は出ているわけですね。取りたいという話と負担できそうだという話、まさに税金の話は出ていますけれども、温暖化、CO₂削減の話にはどうもなっていないような気がするので、少しそこら辺の絵柄がないと弱いのではないかなという気がします。

4点目は、それに関連すると、結局、税金で減らしたという話とその他の削減義務を課されて減らしたという話とのバッティングが問題になりそうで、既にこの素案でも触れられていますよね。既に義務が課されている人が減らした場合、それが税金のおかげで減らしたのか、税金以外の自分の力で減らしたのでしょうか。その場合、そもそも今回、税金で減らすものは削減義務のほうで減らす分を減らしているのか、それとも税金で減らす分にやるのでしょうか。要は削減量全体の配分がされていないので、どちらで減らしたのかよくわからないから、とりあえず8割軽減という、これまた何を言っているのかよくわかりません。何で8割なのかということもよくわからなくなってしまうので、何となくもう少し全体の絵柄があるといいかなと思います。

ただし、それには恐らく都庁の環境部局が何を考えているのかという話がないと、勇み足の立案になりかけているかなと思います。国のほうでは一応、環境省が立案するというのは、そちらの絵柄があるからですね。もちろん、財務省が納得しなければならないのは当たり前ですが、東京都庁として環境部局は東京都のCO₂削減問題についてどういう目標を立て、かつどういう手段を考えているのか。それとの整合性がないと、やはり〇〇先生が言ったように、これは単に税収の問題になってしまうのではないかなというので、都庁内での調整状況がどうなっているのかは少し興味があるといえますか、必要かなという気がしました。

以上です。

【小委員長】 1点目は、先ほどの資料の中でも温暖化対策税と電源開発促進税の違いでご説明いただいたのですが、電源開発促進税のほうは納税義務者が一般電気事業者になっていて、より直接的に課税しています。これでいいのではないかという考え方ですね。つまり、電力契約者、消費者を納税義務者にするから低所得者対策が必要という議論が出てきてしまいます。逆に電力会社にかけるのだと言ってし

まえば低所得者は要らないというご意見ですね。

【委員】 確かに電源開発促進税も恐らく逆進的になっていると思うのです。ですから、低所得だから費用を削減する、税負担を削減するようなことは、ここの中で行われていないのです。ですので、そこまでどの程度議論すべきかだと思うのです。つまり、逆進的になることはわかっているけれども、それが例えばどれぐらい電力料金を引き上げて生活困難を引き起こすのでしょうか。恐らく再生可能エネルギーの固定価格買取制度、現在、資源エネルギー庁で議論されていますけれども、それから、温暖化対策税の議論が今度出てきていますよね。

排出量取引は少し遅れているのですけれども、これらが全部重なってくると、実は全部電力料金の引上げにつながってくるのです。再生可能エネルギー買取も高く買うわけですから。したがって、個別でやるのがいいのかどうかですね。ですから、個別に逆進対策を入れ込んでいくよりは、温暖化対策がこれから不可避だとすれば、そのトータルで電気に負担がかかってくるものを計算した上で、やはりかなり統一的に逆進対策を打つべきではないかなと思うのですけれども、この議論を超えてしまうのですけれども。それこそ税額控除だとか、そういう議論に行かざるを得ないのかなと思うのですけれども。

【小委員長】 どうぞ。

【専門委員】 ○○先生のご指摘のあったように、何%削減するという目標があって、そのために税率は幾らだというのは議論としては美しいし、そうあるべきだと思うのですけれども、そういう話をしますと、○○先生も出ていまして、私も出ていました委員会で、本当に何%削減するのだという意見が百出しまして、それで税率が決められないということが実際に起こったのですね。

【委員】 鳩山内閣ですか。

【専門委員】 鳩山内閣の、25%のときです。

【委員】 それは無謀な目標だからではないのですか。

【専門委員】 そういう意味では、環境政策の面からいくと、先ほど○○先生がおっしゃられた民生部門での削減が非常に大きな課題で、そこに向けた税制であるという書き方はやりやすいのかな、筋が通りやすいのではないかなと考えていました。

それから、電力事業者に対する負担に関しては、たしか議論をした記憶があるのですけれども、これは何かしなければならぬでしょうと。ただ、どうすべきだといった結論に至ったかどうか記憶がないのですけれども。

【委員】 電力の消費が少ない人が低所得者という発想で、これからの時代、乗り切れるのかどうか、私、まだ疑問なのです。電力会社に所得、あるいは収入の状況は把握できませんから、電力の消費だけで判断します。しかし、お金持ちはこれから自家発電——自家発電と言うと大げさだけれども、太陽光発電で屋根の上にもいろいろなものに乗せて、300万円でも500万円でも投下できるのですね。そして、雨の多い雨期のシーズンだけは電力を買うことになります。だから、電力使用量だけで低所得者対策と言い切ればいいですよ。今までの時代は言い切れたでしょう。だけど、これからはやはりお金があったら別の手段をするとなるわけだから、そこはどうもあまり一致しないような気がしてしょうがないですね。そこは今の私の疑問ですから、すぐに何かご意見をいただかなくてもいいのですけれども。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 今の論点ですけれども、そもそもこの話のきっかけは低所得者対策ですが、ただ、もっとそもそもは温暖化防止という話だということにも着目すれば、幾らお金持ちでも石油というか、要は温室効果ガスを出す形での発電に依存しない生活をしていただくことはウエルカムなわけですね。だから、極端に言えば自家発電で太陽光でやっていただいて、電力会社から買う電力は極力抑えていただくというこ

とであれば、これは確かに低所得者対策という話から始まったのだろうけれども、高所得者の方でも非常に消費電力が少ないということであれば、それはある意味で免税してもいいぐらいの割り切りもあってもいいのかなど。つまり、本当は低所得者対策で、低所得だからあまりたくさん消費できなくて、それで電力消費量が少ないことがもとの由来なのだろうけれども、それを自家発電してきちんと太陽光をつけて、温室効果ガスを出さない形での電力消費をすることによって変わってくれば、それはそれでウエルカムだ。ダブルミーニングなのだけれども、それでやってもいいのではないかという気はします。

それから、〇〇先生がおっしゃっていた話ですけれども、確かに全体の設計の中でどれぐらいの税率という話をするのが美しいけれども、恐らくこの埒外になってしまうので、私が先ほど申し上げたかったことは、とりあえず何か全体像はあるのだろうけれども、この税だけではすべての排出削減目標を達成できるのは無理だということだけはわかっています。非現実的だということもわかっています。なので、非現実的だという話よりも前に、とりあえず現実的などころで税収を置いて1.3%程度で確保できる一里塚めいたものがあるという位置づけで打って出るという話にしてしまったほうが、遠い先の将来はまだ、2025年ぐらいを目指したところではもう少し詰めていかなければいけないことはあるけれども、まず第一歩として1.3%程度の税収を確保するという目安でやってみたらどうだという話の仕方だとまだ受け入れられやすいかなと思いました。

【小委員長】 わかりました。今の全体の絵柄につきましては、要するに東京都、主税局だけではなくて東京都全体としての温暖化対策の方針を表に出さないと、税の話が独走した形になってしまって、どうもバランスがよろしくありません。確かにそういう面もございますので、これは事務局を通じて、それをどういう形で今回の中間報告の中に取り込めるかを検討させていただきたいと思います。

それから、先ほどの15ページから16ページにかけての話は、たしか地産地消というのは、例の緑の分権改革の話で、たしか前回、〇〇先生のご発言だったと思うのですが、緑の分権改革の話を出されて、それで何か後からつけ足したような気がするのですが、もし削ってもいいというのだったら、削ってもいいのですが。

【委員】 いや、絡めるべきだということと絡め方がこれでいいかということはまた別問題であって、絡められないのであれば絡めないほうがよいのではないのでしょうか。少なくともこれでは絡まらないだろうなということなのです。いや、努力は本当にありがたいなと思います。

それから、2点目の大きな絵柄の話といいますか、東京都の温暖化対策政策を一応、掲げておく必要は、私は依然としてあると思います。それは総合行政主体である都道府県の一番の強みであって、そこを出さないのであればミニ政府税調でしかないわけです。国の税調を単にコピーしただけなので、そういうものであるならば、特段の都に設置する意味はないのであって、やるならばちゃんと局間で調整して知事のもとで統一的な方針を出すべきではないかと思います。

特にほかの削減義務とのかかわりで、うちはほかで削減義務をちゃんと果たしているのだから、何故ここでさらに税金をかけられるのだと言われたときに、やはり釈然としない思いがあるような気がするわけです。さらに電力会社で言えば、うちはさんざん削減努力をしているのに、さらにいろいろ我々をただでこき使うつもりなのかと言われたときに、それは別問題ですと言わないといけないと思うのですね。それがここでは少し、何で8割という数字が出てきているのかも説明が必要になってくるのではないかなと思います。

それから、3点目は〇〇先生の議論で、これは配電会社を納税義務者とするのではなくて、消費者を納税義務者とする場合には、結局のところ、少なく使っているのだからよくて、多く使っている人は悪いというのであれば、これは単純に累進でかけたほうがいいですね。大口はたくさん取ればいいわけですよ

ね。だから、そこは単に低所得者対策だと低所得者だけカバーすればいい話になりますけれども、少なく使っている人はよくて、多く使っている人が悪いというのであれば、多く使っていればもっと取ればいいのかという気もしないわけでもないで、何か議論が混ざっていきそうだなという気はします。1人当たりの大口消費者ですね。

【委員】 そうすると、恣意的に分割されてしまうので、比例税のほうがまだいいですよ。分割されたら関係ないですから。

【委員】 テクニカルにはそういう問題がありますね。だから、少量だから軽くするというわけにはいなくて、低所得者のロジックでいかないとやはり辛くて、それは〇〇先生がおっしゃられたように、この個別の税でやるのでは少し無理ではないかなという印象は持ちますけれども。

【小委員長】 一言、先に〇〇委員。

【委員】 東京都の環境局との詰めはやらないといけません。しかし、なかなか実際にどこまでやれるか難しい点があるのだと思いますけれども、実際には東京都の環境局と事務局を通じて若干会合を持たれたはずですので、もし補足があれば何か説明をしていただくことにしまして、ここで書かれている8割というのは、例えば東京都が排出量取引を入れているので、そこで業務部門については電気使用、温室効果ガスが念頭にあるのですが、一応、電気使用に対して規制がかかっているんで、それに上乘的になぜ電気に課税されるのかという問題は、〇〇先生ご指摘のように当然出てき得ますので、そういった場合に削減義務の達成と引きかえに、ここではあくまでも例えばなのですが、これはイギリスで実際にGreen Climate Change Levyがかかっている、これは気候変動協定というのを産業界とイギリス政府が結んでいて、協定上の目標を達成した場合には8割という実例からとられているだけの話で、これは別に8割にする必要は何もないのですけれども、そういう組み合わせ方というものはあると思うのですね。

都のレベルにおいて総合行政の観点から、そういった部局間調整をやれとおっしゃるのは、そのとおりだと思うのですが、ただ、この報告自体は実は全国税を想定しておりまして、そういう意味では必ずしも東京都が独自にこれを入れることを考えていなくて、恐らく全国統一的な制度として、そういった場合に東京都以外は必ずしもまだ排出量取引制度を入れていない段階で、あまりこの税とそれ以外の手段、CO₂削減義務との関係について深く議論できないといった事情もあることをご了解いただきたいと思います。

【小委員長】 事務局から何か補足がございましたら。

【税制調査課長】 先ほどから温暖化対策税とその他の環境政策を含めてというお話が出ているのですが、実を言いますと、課税の効果自体が先ほどシミュレーションをしたのが実は初めてでして、ということからすると、課税の効果とともに全体の目標の中でどの程度ずつ配分しているのかということからは、今のところ、実はまだでき上がっていないのが正直なところでございます。今回の中間報告、11月を目指していますので、今からそこをつくり始めて、そこを書けるほどになるのかということ、正直、この際だから申し上げてしまうのですが、かなり難しいというか、多分、無理だと思います。

もう一つ、電力会社を納税義務者とする場合にただで、というお話が出ているのですが、今、軽油引取税の場合に特別徴収者に対する交付金の制度がございます。そのあたりはさすがにただで全部やってくれというのが難しければ、同じような仕組みを考える必要があるのかもしれないなど若干考えているところではございます。

【小委員長】 それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 電気に新しく課税をする最大の目的は、電気の消費量を抑制してCO₂の排出量を削減することだと思うのですが、先ほどのお話ですと平均家庭で月大体6,000円ぐらいの電気料を払って、新しい課税によって10%ぐらい、600円ぐらいの料金が増になるという話なのですが、その程度

で電力の消費が抑制されるかどうか私は疑問に思うのですが、その上さらに先ほどの説明ですと、発電用燃料に対して免税する趣旨のことが書いてありましたね。そうすると、電力料金そのものが現在よりもさらに下がって、全体の電気料金がどうなるのか、シミュレーションしてみないとわかりませんが、そんなに大きな負担増にならないことになってしまう。そうすると、国税から地方税への税源の移譲のような形で結果的になってしまうのではないかと思いますので、その辺はどうお考えでしょうか。

【小委員長】 ○○専門委員、どうぞ。

【専門委員】 発電の免税というのは、今回の新たな課税は発電には行わないで、消費段階で行うことになりますので、電気料金が今より下がる、電気事業者における課税負担が今より減るといようなことは想定しておりません。

【委員】 現状の負担は残るのですか。

【専門委員】 残したままです。

【委員】 免税すると書いてありましたけれども。

【専門委員】 二重課税を避ける意味で化石燃料、新たな追加の課税はないといった形になっております。

それから、10%程度の値上がりでどうなるかということなのですが、個別の家庭などで見ますと、確かにどうなのかなといった印象はあるかと思うのですが、これまでの経済学のいろいろな研究の蓄積だと、電力の弾力性というのが0.1ぐらいという計算結果が日本などにも出ておまして、大体10%価格が上昇すれば1%ぐらい減るのかなという、全体で見るとそういうことが起こり得るのではないかと経済学の中では言われております。

【委員】 10%で1%ぐらいの減ですか。

【専門委員】 ええ。

【小委員長】 では、○○委員。

【委員】 先ほどの低所得者の話なのですが、大体、中位所得の半分の相対的貧困ラインというのは、日本の生活保護基準と大体一緒なので、生活保護がちゃんと機能していれば別に配慮する必要はないでしょう。

【委員】 生活保護で給付すればいいですか。

【委員】 ただ、そこも少し難しく、相対的貧困を出すときは家計の構造、所得のバランスを出さなければきつuitと言われてます。それで不十分でないなら還付すればいいだけの話であって、電力の課税自体にそういうのを埋め込むべきではないかなという気はします。生活保護がちゃんと機能していれば、保護基準をやるときに増税した分もちゃんと基準に含まれますといった、夏期加算が出る話も、クーラー代も出す話も、この間、話があったようではなかったようなので、本来の姿どおり機能していれば問題ないです。

ただ、やはり一番気になるのは13ページの(2)の下のところなのですが、CO₂を削減するわけですよね。CO₂を削減したいのに原子力と再生可能エネルギーも課税対象にするというのは、地方税だから消費段階で課税するからこれは区別しないということであるならば、では、地方税にするという話には僕はないと思うのです。その上で、全国単位で税率設定と言っているわけですから、それだったら地方税として国税でかけて、譲与税で分配すればいいかなという気がします。原油のインプット段階で、原油、灯油、ここに書いてある既存エネルギーのインプットのところでも入れてしまっ、お金が欲しければ譲与税で分ければいいかなと思うのですが、そのほうが非常に税収も入ってロジックも立つということでもいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

【小委員長】 1点目のほうは、先ほど免税点がいいのか、あるいは生活保護の制度が完璧に機能しているのだから何もしなくてもいい、あるいはそれが機能しないのであれば、給付付き税額控除みたいな話になりますけれども、低所得者対策にいろいろオプションがあるので、そのこの点の書き方をどうするかですね。それを考えさせていただければ。

それからもう一つの今の13ページの5の(2)ですけれども、ここはどのような議論でしたか。では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 13ページ、この下の原子力、再生可能エネルギー、私、実は全く〇〇先生のご意見に賛成で、本来は排出量取引もそうなのですが、こういう議論がありまして、きちっと電源のところで化石燃料消費、火力発電所の電力会社の化石燃料商品にきちんと課税、あるいは規制をかけるべきだという考え方、それで料金転嫁してもらえればよいのではないかという話なのですが、これは温暖化対策をめぐるいろいろな議論もございまして、電力会社からすれば、我々は電力需要家の要求に応じて電気をつくっている部分があって、その電源ミックスはいろいろなエネルギー安全保障とか、CO₂の削減とかいろいろな理由で最適にするよう我々のほうで考えています。電力需要の増大に応じて我々は電力生産を増やして、プロセスの中でどうしても増えてしまうのです。だから、むしろ電力消費を落としていくような削減コストが温暖化対策であるという議論も一方で出てくるわけなのです。供給義務がこれにもかかっているのというお話ですね。

CO₂を削減しなさいという声に対しては、いや、石炭も非常に重要な電源です。これはなかなかCO₂削減だけの理由では削減できないのだということですね。中東依存にあまりなっては困る。例えばオーストラリアとか、そういったところの産地があるので、こういったところに石炭をある程度持つておくことは重要です。

【委員】 CO₂を削減しなくてもいいのではないですかという議論にならないか。

【委員】 いずれにせよ、今の議論では需要家側とエネルギーの生産側の両方に対して対策をしていくことは重要です。要は電力の消費量、あるいは生産量に原単位をかけたもの、電力生産分のCO₂排出量をかけたものがCO₂排出量になってくるので、原単位を下げるか、電力消費量を下げるかが、確かに電力由来のCO₂を1つ減らすことになるわけですから、そういう意味では需要家対策の一環として消費者側に何らかのインセンティブを与えるような政策をします。その一環がこの地方環境税としての電力課税であるという位置づけになっているという説明になるかと思うのです。

あと、譲与税であればいいのではないかという点についても、そのとおりかもしれないのですが、東京都のこれまでの議論の中で、最初から譲与してもらうことを前提に国税でかけてもらうことを求めていくことはしてこなかったと思いますし、できる限り徴税コストの少ない方法で、場合によっては都が独自で課税すること。この場合は都以外もそうですけれども、地方が独自課税をすることも可能なことを常に念頭に置きながらやってきたと思うのです。そういう意味では、譲与を最初から求めていくのではなくて、電力課税というのは事務局の説明でありましたように、場合によっては都が独自に課税をすることも念頭に置いているということだと思います。

【小委員長】 それでは、時間配分が悪くて大変申し訳ないのですけれども、多分、時間が延びる可能性があるのですが、もう一つ議題がございまして、冒頭申し上げましたとおり、会長から都税調として昨年来の地方消費税、法人税、それから、地方財政調整制度に係る最近の状況について議論を行っていただきたいという要請がございまして、それについて事務局で資料をまとめていただいたので、その話を説明していただいて、それについて少しご議論をお願いします。手短にご説明願います。

【税制調査担当課長】 それでは、資料の説明をさせていただきます。地方消費税、法人課税、地方財

政調整制度に係る最近の状況に関する資料でございます。この3つの論点につきましては、それぞれ昨年度の中間報告のポイント及びその後の議論等まとめてございます。

1 ページ目、2 ページ目が地方消費税・消費税関係でございます。まず1 ページ目が消費税に関する昨年度のポイントで、地方消費税は地方の基幹税で、地域内の遍在が小さい、税収が安定的である、また、勤労世代に負担が偏らないということで、地方税にふさわしい、今後の世代の公平を確保できるということでございます。今後、引上げ、充実が不可欠ですけれども、行政の無駄遣いの見直し、景気好転を前提に検討すべきです。それから、軽減税率等の低所得者への配慮を幅広く検討すべきというのが去年のポイントだったかと思えます。

その後の動きということで2 ページ目、3 点にまとめてございます。最初の地方消費税の関係ですけれども、地方消費税の充実につきまして、ここにございますように政府税調の専門家委員会の議論の中間的な整理ですとか、地域主権戦略大綱、あるいは知事会の提言などで今後の地方消費税の充実確保について提言がされております。

次に税率の引上げについて社会保障とあわせて検討ということで、これは政権が鳩山内閣から菅内閣にかわって、参議院選挙に向けてこういった話題が相当出てきたところでございます。ただ、注意しなければいけないのは、4 点目にございますこの4 つ目のポチでございますけれども、首相の発言で、10%に引き上げた場合の増収分を社会保障に充てるということで、丸々国の社会保障に持っていきようなどらえ方をされているところがあります。それに対しては地方の立場を主張していく必要があるだろうということでございます。

抜本的な改革の中での検討で、選挙に向けて機運はあったのですが、参議院選挙が終わってから具体的な超党派との協議については進捗していないということでございます。

引き続きまして法人二税・法人税の関係です。3 ページ目が昨年度のポイントでございます。2 点ございまして、1 点目が実効税率の引下げは慎重であるべきです。2 点目として地方法人課税につきましては、地方自治体の公共サービスを受ける法人に応分の負担を求めるとということで引き続き基幹税としての役割を果たすべきとまとめてございます。

4 ページ目でございます。去年の中間報告の後の議論ということで、大きく分けて2 つでございます。まず実効税率の引下げでございますけれども、これにつきましては政党、政府の中でも、経済界でも実効税率の引下げについて主張がなされています。それから、アとイとなつてございますけれども、アにつきましては、これは経団連のほうで課税ベースの拡大も安易に行うべきではないというものでございます。それに対してイのほうは、政党とか政府の中では実効税率の引下げはやるのだけれども、課税ベースの拡大と税源確保にも留意するという意見でございます。

2 つ目の丸のところでは、実効税率の引下げについては条件付きで、これは去年の22年度の税制改正大綱は課税ベースが拡大した際には見直すことがあります。専門家委員会の議論の中でも、税率を下げるということであれば課税ベースの拡大をあわせてやるべきだということでございます。中小企業向けにつきましては、それぞれ引下げが主張されているという状況でございます。地方法人課税につきましては、ここにございますように知事会などで安易な縮減は受け入れられないという提言がなされているのと、政府税調の中間的な整理の中では、応益課税の明確化から付加価値割を拡充すべきという意見があったということでございます。

そういった中で、去年のポイントを踏まえて今年度の論点として、下のところで点線で囲ってある点が2 つございます。法人実効税率の引下げの場合は課税ベースの拡大により財源確保に留意する必要があるのではないか、地方法人課税につきましては地方の公共サービスへの応分の負担を求めるとということで、

今、話題になっておりますような企業の競争力強化といった政策目的による負担軽減措置にはなじまないのではないかといたことが今年度の論点として挙げさせていただいております。

それから、次、5ページ目、地方財政調整制度の関係でございます。これは去年のポイントを3点にまとめてございます。1点目の法人事業税の一部国税化につきましては、分権改革に逆行しているということです。抜本改革の検討が難しいのであれば、法人事業税を直ちに復元すべきであると述べております。

次に財源調整論で、税収格差への対応のために地方譲与税、あるいは地方共同税といった構想がありますがすけれども、そういった財源の奪い合いではなくて、国・地方を通じた税収全体の拡大による財源確保が必要であると述べております。

3点目、地方財政調整制度、これにつきましては地方交付税についてナショナルミニマムを確保できるよう財源を保障するとともに、政策誘導的な面を極力排除すべきであると述べております。

それについて6ページ目は、その後の動きでございますけれども、地方法人特別税につきましては、ここでございますように抜本的な税制改革に向けて議論を進めると書いておりますけれども、具体的には何も進んでいない状況でございます。本年度の中間報告における論点ということで、去年からずっと地方税の充実を主張してきたところなのですけれども、これは地方税だけではなくて、地方交付税の面でも三位一体改革のように大幅な減額を通じて、地方財源全体として拡充が不十分になってはいけなと強調する必要があるのではないかといたことでございます。

雑駁ではございますけれども、資料の説明は以上でございます。

【小委員長】 今日の小委員会が始まる時に申し上げたとおり、既に昨年の中間報告においてこの議論をやって、一たんまとめを行ったわけでございます。これは小委員会というよりも、都税調の総会で中間報告を決定したわけでございます。今回は、それ自体をどうこうということではないのですけれども、ともかく1年間、いろいろなことがございましたので、それをどう見るかを含めての議論になるかと思っております。この点につきまして何かご意見、ご議論がございましたら、いかがでしょうか。

では、会長。

【会長】 この小委員会で議論したことを踏まえて中間報告を取りまとめていくということで、4月から委員各位にご議論してきていただいたのですけれども、昨年度の取りまとめの後の動きもあり、現下の厳しい経済環境のもとでいろいろなご議論が出ています。そういうことも踏まえながら、本年度の中間報告においても東京都として言うべきこと、言いたいこともあろうかと思っておりますので、そういう点で本年度の中間報告における論点ということで、破線で囲んでいる2点について、昨年度の取りまとめを引き継ぐような形で本年度の中間報告においても、こうした文章を入れさせていただけないかということをお私としては小委員会にお願いしたいということで、〇〇先生にもお願いした次第です。

以上ですが、何かご意見があれば今ちょうだいしたいと思います。

【小委員長】 ご意見がございましたらお願いします。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 今、会長からご説明いただいた論点なのですけれども、地方消費税・消費税には論点は挙がっていないということは、それには触れないのでしょうかというのが1点目の質問です。

それからもう1点は、地方法人特別税の話なのですけれども、21年度中間報告で書いてあるとおりのことではあるのですけれども、それでいて、報告後の議論の中で、地方財政調整制度の知事会の提案要望の中に書かれていることが入っているのですけれども、それとの整合性についてはどう対応するのか、つまり、都税調として去年、中間報告をしました。それから、その後に法人税の項目ではないのだけれども、地方財政調整制度のその後の議論という項目にこの今掲げておられる知事会の提案要望との関係はどうなっているか、2点お伺いしたいです。

【会長】 これは事務局でまたお答え、補足していただきたいと思うのですが、恐らく一番重要なのは地方消費税・消費税でしょう。それについては21年度中間報告ポイントについて、委員各位で大きなご意見の違いがなかったと私は理解しているのです。だから、それをどういうふうにかくということは、また事務局に考えていただくにして、法人二税と法人税については、委員各位で昨年度の中間報告の取りまとめでもいろいろご意見がありました。そういう点で、中間報告における論点について、やはりもう1回、こういうことを書かせていただくことについて、小委員会の皆さんにご意見を伺ったほうがいいのではないのでしょうか。ご異論があったということではないですが、さまざまなご意見があった地方財政調整制度と法人二税について論点という形で取り上げさせていただいたとご理解していただければと思います。

事務局で何かあったらお願いいたします。

【税制調査担当課長】 消費税関係につきましては、去年のポイントが相当まとまっていることと、その後の動きについては、法人につきましては去年に比べても引き下げるべきだという議論が相当強くなってきたことに対して、地方消費税につきましては去年に比べて進むかなと思ったのですけれども、あまり進んでいないまま現状に至っているということで、引き続き似たような主張になるのかなと考えております。

それから、地方法人特別税の関係につきましても、こちら消費税の議論も動いていないことと、即刻廃止する動きもなかなか見られないということで、その辺りは同じですけれども、地方税財源の充実というときに、地方税の充実ということは重々承知しているところですけれども、地方税以外も地方交付税等いろいろございます。去年の報告の中でも国・地方を通じての税、財源のパイを大きくしていくのだという中で、地方税を大きくするとなりますと、地方税だけではなくて地方でもそれなりに今後の社会保障の費用がどんどん増えていくといった財政需要の増がございまして。そういったことに対応するためには、地方交付税もそれなりに配慮する必要があるのではないかとということで、ここに書かせていただきました。

【委員】 いいですか。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 おっしゃることは非常によくわかって、三位一体改革のときの反省だと思いますし、それから、税調で言える範囲はこれまでだと思うのですけれども、一括交付金で同じようなことがあってもここでは触れられないということですよ。税にかかわらないと。だから、結局、三位一体改革のときと同じ話ですよ。質はよくなったけれども、量が減るという話は税に関係ありませんからね、三位一体改革と。地方税源の充実になれば書けますけれども、ただ、言いたいことは多分同じだと思いますけどね。そこら辺は別の機会に言うことになるのでしょうか。あるいは今後ここで触れてもいいと思いますけれども、結局、総額がないと意味がないのではという話はあるのかもしれませんが。

【小委員長】 一括交付金については、私も個人ではいろいろなことを書いておりますけれども、ここではなかなか少し触れにくい点が確かにあります。

それから、地方法人特別税についても、地方財政調整というのは、本来は地方交付税なのですけれども、それもここではあまり直接的には触れずに、地方法人特別税の分だけを触れています。これは皆さんもご記憶があるかと思いますが、昨年度の小委員会での原案と総会を通った後の中間報告の文章がより強い主張に変わったという経緯がございまして、それを踏まえて今年どう書くかということになっております。全国知事会の提案、要望を出す時点では、当然、東京都の主張というのは、その中で議論されているわけですね。この地方法人特別税に関してはどういう議論になったのですか。何か事務局で把握していれば、何かございますか。では、部長から。

【税制部長】 先日、全国知事会の小委員会に、代理として私が出ておりますので、その辺のところを

若干ご説明、ご報告申し上げたいと思います。

地方法人特別税につきましては東京都、あるいは愛知県、こういった大都市は直ちに撤廃、地方交付税に還元すべきという東京都の申し上げ方に対して賛同と、こういった意見もありますけれども、速やかに安定的な地方税体系が確立するまではやはり必要である、あるいは地方消費税とセットでやるべきである、こういう意見も中にはございまして、東京都としてこの地方法人課税について、やはり新しい政府の中で全く不透明な状態です。したがって、地方法人課税については傷をつけないと、そういう考え方で申し上げているのですが、やはり全国の中ではかなり全体的に、抜本的な改革がなされるまでは地方消費税とセットで置いておくべきだという意見が出ているという状況でございます。

東京都としては、繰り返しますけれども、これについては地方分権改革に逆行する、地方税の原則を歪めている、それから、抜本的な改革も不透明であるということも踏まえて、直ちに廃止をして地方税に還元していただきたい、こういう意見を申し上げているところでございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

この点につきましては、昨年度の中間報告をベースとして何らかの形で記述をする形で考えたいと考えております。いかがでしょうか、ほか。

それでは、先ほどいただきました温暖化対策税につきまして、果たしてこれで短期間、次回の委員会までとにかく全力でまとめさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご賛同を得られるような形での取りまとめをさせていただきます。それから、ただいまの短時間で申し訳なかったのですが、いろいろご意見をいただきましたので、その点についても触れさせていただきたいと考えております。

今までのところを踏まえて、次回、中間報告の内容についてご議論いただくのですが、その構成案を考えておきまして、事務局に用意していただいておりますので、配付していただけますか。それについての説明を事務局からさせていただいて、もし今ご質問がございましたら、ご意見をいただければと思います。それが今日の最後の議題でございます。

それでは、説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 それでは、ご説明いたします。ただいまご審議いただきました内容を踏まえたということで、今年度の中間報告の構成案をお示ししてございます。5項目ございまして、最初に本年度の報告の背景でございます。それから、これにつきましては去年、基本的なスタンスを明らかにしたところですが、その後の動向等も踏まえて、今年度やることに触れたいと思っております。それから、2番目、当調査会の基本的な立場です。これは去年の中間報告で税制改革の視点を掲げた内容でございます。ただ、今年度の今年度報告につきましては、温暖化対策税の具体的な制度設計が大きいということで、4番目として環境を重視した税制を挙げてございます。

それから、3番目、本日も審議いただきました温暖化対策税です。4番目として、今、ご審議いただきました税制改革の方向性について、昨年度の中間報告、本日の審議等を踏まえて（1）から（3）までについて触れたいと考えております。5番目としてその他の検討事項ですが、ここにはございますような（1）から（4）までの事項につきましては本年度の小委員会で検討いただいたところでございますけれども、それぞれにつきまして主要なご意見をまとめることを考えております。

資料の説明につきましては以上でございます。

【小委員長】 この点につきまして何かご質問ございましたら、よろしいですか。では、こういう構成で、恐らく3番目が一番主たる内容、今年が目玉になるかと思っておりますけれども、案文をつくらせていただきたいと思っております。それでは、時間が十七、八分オーバーしまして大変申し訳ございませんでしたが、今日の議事を終了します。大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。これも

ちまして、第6回小委員会を閉会といたします。

— 了 —